

資 料
No. 2
環境部

集団回収団体への支援の拡充について

平成 24 年 4 月 12 日

1 目的

従来の 1 kg あたり 7 円の報奨金に加えて、回収量に応じた加算金を新たに支給することで、回収団体の活動意欲を高めるとともに、資源分別の徹底化などリサイクル意識の一層の向上と活動の活性化を図る。

2 事業概要

回収量が前年同期と比較して、一定以上増加した団体に対して、回収量に応じた加算金を支給する。

(1) 実施時期 (予定)

平成 24 年 7 月 1 日以降の回収分より実施

(2) 加算金の支給条件

次の条件をすべて満たした団体に対して、加算金を支給する。

- ① 前年同期と比較して、回収量が 5 % 以上増加していること
- ② 対象期間内の回収量合計が 500 kg 以上であること

※加算金支給の対象となった団体は、その後の回収量がマイナス 5 % 以上にならない限り同額の加算金を支給する。

<加算金額>

	回収総量 (半年間)	加算金額
A	0.5 t 以上 5 t 未満	5,000 円
B	5 t 以上 20 t 未満	10,000 円
C	20 t 以上	15,000 円

(3) 加算金支給の流れ

- ・実績報告書を提出
- ・前年同期と比較し、条件を満たす団体に加算金を支給

<加算金の支給例>

H23. 7~H23. 12 の半年間の回収実績 4 t

H24. 7~H24. 12 の半年間の回収実績 5 t

→前年同期と比較し 25% の増加 (B パターンのため 10,000 円の加算)

3 周知方法

- (1) 広報かつしか及び区ホームページによる周知 (5 月 5 日号掲載予定)
- (2) 集団回収団体に支援の拡充についての案内を通知 (5 月初旬を予定)